

2026年1月28日

企業会計基準委員会 御中

日鉄ソリューションズ株式会社
金融ソリューション事業本部
金融プラットフォーム事業部
戦略ソリューション開発部

企業会計基準公開草案第 89 号 「金融商品に関する会計基準（案）」等に対する意見について

標記意見募集に対する意見を下記にご提示させていただきますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを開発の基礎とした上で、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準（ステップ 2 及びステップ 3）」と「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準（ステップ 4）」を開発するという本公開草案における開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

同意する。

(理由等)

国際的な比較可能性を確保する原則的な方式に加えて、バーゼル基準で標準的手法を採用し、海外投資家や国際業務に関係のない中小金融機関に対して実務的に配慮したオプションを選択できる方式は、現実的であると考えます。

質問 2（範囲に関する質問）

本公開草案における予想信用損失を算定する範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

同意する。

(理由等)

範囲については IFRS 会計基準と同じである認識のため。

質問 3-1 (信用リスクの著しい増大の判定に関する質問)

本公開草案における債権等の発生認識以降における信用リスクの著しい増大の判定(簡素化された判定方法を含む。)に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

基本的に同意するものの、「簡素化された判定方法」は、若干改善が必要と思われる。

(理由等)

「優良格付」から年毎に「中間格付」⇒「要判定格付」へと順次ランクダウンした場合、本来であれば SICR あり(ステージ 2)となるところ、ステージ 1 となってしまう課題がある。

前年度の比較において、優良格付から中間格付にランクダウンした際も「中間格付(元は優良格付)」のような記録を残すことで、中間格付から要判定格付にランクダウンした際に SICR があるかの判定も可能になるとと思われる。(元が優良格付であった中間格付からさらにランクダウンした場合は、SICR ありと判定する)

また、当初実行時点で要判定格付や要注意先については、リスクがある与信ということは理解し、特別な審査や金利設定を実施していると思われるので、その契約のみ当初時点の信用を記録することで、実態として原則的な SICR 判定を実施するという方法は考えられると思われる。(記録無しから現時点で要判定格付以下であれば SICR ありとする)

質問 3-2 (予想信用損失の算定方法に関する質問)

本公開草案における予想信用損失の算定方法に関する提案(簡素化された予想信用損失の算定方法を含む。)に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

基本的に同意するものの、「簡素化された予想信用損失の算定方法」について、債務者区分等のグループ単位の平均残存期間で算出する方法については、原則的な計算とは違い、利息キャッシュフロー(CF)を含めないと想定されることから、時間価値の反映である約定金利による割引も不要と考えます。

(理由等)

利息キャッシュフロー(CF)に対する信用リスク分を勘案せずに、割引計算すると過少な引当金になるため。

質問 4 (償却原価に係る会計処理に関する質問)

本公開草案における実効金利法による償却原価法(実効金利の計算に含める手数料等の範囲を含む。)に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

基本的に同意するが、IFRS 会計基準との差異となる改正基準固有のオプション選択については、開示で明記していただいた方がよいと考えます。

その他、定額法の採用について、実務指針 P11 の 70 項『継続適用を条件として、簡便法として、金利差額調整法における定額法によることができる』という継続適用の条件の記載は不要と考えます。

(理由等)

- ・ ECL のオプション選択は開示での明記がある認識だが、償却原価に関するオプション選択（収益認識会計基準に準じた方式など）の開示も IFRS 会計基準に沿っているかの判断で必要と思われるため。
- ・ 定額法オプションの採用について、将来的に原則である実効金利法への高度化を阻害しないように、「継続適用」の条件は不要と思われる。「分類及び測定」のコンバージェンスが実施された場合、原則である実効金利法へ変更する可能性もあるため。

質問 5（開示に関する質問）

本公開草案における開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

同意する。

(理由等)

条件変更に関する注記事項を除き、IFRS 第 7 号で要求される信用リスクに関する開示をすべて取り入れることは IFRS 会計基準との整合することになる。

質問 6-1（適用時期に関する質問）

本公開草案における適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

同意する。

(理由等)

基準公表後、3 年程度の準備期間はシステム対応を考慮しても妥当と考える。

質問 6-2（経過措置に関する質問）

本公開草案における経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

同意する。

(理由等)

IFRS 会計基準と同様に比較年度作成を実施する場合、実質的に準備期間が足りなくなることが想定されるため。

質問 8 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

- ① 適用指針の P26 の BC10「ステップ 2」の経緯説明にて、「IFRS 第 9 号との比較可能性を損なわず、IFRS 任意適用企業の個別財務諸表において日本基準を適用した場合でも IFRS 会計基準に従い作成する連結財務諸表上、基本的に修正が不要となることが前提となると考えられる。」の記載があるが、実態として IFRS 会計基準対応済の金融機関もそのまま使用できる内容ではなく、別途日本基準専用の対応が発生してしまう。これにより、国内金融機関の IFRS 任意適用拡大の阻害要因にもなり得るため、IFRS 会計基準対応を進めている金融機関は修正せずに済むようにして欲しい。(例として改正基準との差異は開示で明記するなどの対応が望ましい)
特に、条件変更損益に伴う認識の中止要件については、同一契約でも当初信用情報の起点が変わるなど相違する対応となることから、改正基準でも例外的に認めて欲しい。その他の基準差異である FVPL となる債権については、償却原価と ECL 計算を実施しても IFRS 会計基準では使用しないなどの対応が可能であり、併存も可能であると考えます。
(IFRS 会計基準対応済の金融機関は、任意適用準備済に加えて、親会社が任意適用済であり、子会社として作成している場合もある)
- ② 連結グループ会社内の改正基準専用のオプションの選択にあたり、規模の小さいグループ会社は、グループ全体の会計方針に合わせることを必須とせず、監査人による金額重要性の観点などで選択に柔軟性を持たせて欲しい。規模の小さいグループ会社まで合わせることは困難なケースがあるため。
- ③ 実効金利法について、変動金利の金利更改時の扱いは IFRS 会計基準【IFRS 第 9 号 B5.4.5】が適用される理解でよいか。金利変更時は実効金利の再計算は認められる必要があると思われるため。
- ④ 「実効金利法の利息法」と、「金利差額調整法の利息法」の違いが分からない。IFRS 会計基準では実効金利法のみであり、利息法に金利差額調整法という区別は不要と思われる。

- ⑤ 実務指針の P12 の 71 項の「(売却原価の算定)」について、「実効金利法における利息法を採用しているときの売却原価の算定は先入先出法による。」との記載があるが、IFRS 会計基準では「先入先出法」のみ特定する制約はないため、同様に先入先出法以外も認められるようにして欲しい。(当社が IFRS 対応済みの金融機関では先入先出法だけでなく、移動平均法を採用している事例もあり、海外では後入後出法も認められていると聞いています)
- ⑥ 実務指針の P29 の 120 項の不計上未収利息の規定について、「実効金利法を適用するに際して約定金利(又は約定金利相当の率)を用いる場合」との条件があるものの、実効金利を採用した場合においても、約定金利に対する未収利息のみ不計上とすることは可能であるため、認めていただきたい。
- ⑦ ローンコミットメントから実行された貸出等の SICR 判定における当初信用情報の起点は、IFRS 会計基準【IFRS 第 9 号 B5.5.47】では貸出実行時点ではなく、ローンコミットメント契約時点となっていますが、改正基準も同様の認識でよろしいでしょうか。
- ⑧ 実務指針 P36「適用初年度の経過措置 実効金利 206-2」における「適用初年度の直前の期末における貸倒引当金控除前の帳簿価額を適用初年度の期首における償却原価とすることができる」について、システム対応の際は本番データを使用した試行期間で十分に検証することが想定されるため、適用初年度の直前の期末だけでなく、その前年度末(試行期間の開始)でもよいとするなど、柔軟に選択できると助かります。(購入債権等の定額法償却原価を基にした実効金利算出が必要となるため)
- ⑨ 適用指針 BC144 項の経過措置の「当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかの判定に過大なコストや労力が必要となる場合」かつ「予想信用損失の算定時点において当該債権等の信用リスクが低い場合は、信用リスクが低い金融資産に関する定め(第 24 項から第 27 項参照)を適用することができる。」によって、適用初年度期首に投資適格の場合はステージ 1 となりますが、同一債権が翌年度に要注意先に該当する格付にランクダウンした場合、SICR 判定の起点となる当初信用情報は遡って取得していないため、適用初年度の投資適格の格付を使用する理解でよろしいでしょうか。

以上